

「コンビニ及びスマホ収納」開始のお知らせについて

令和4年4月以降に発行する納付書から各種町税・料金等のコンビニ及びスマホ収納ができるようになりました。

お支払いできる税金・料金

|税金

町道民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税

|料金

介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、水道料金、下水道使用料、下水道受益者負担金、学校給食費

納付書が変わります！

今までは納税（納付）通知書と納付書がすべてホチキス留めなどでつづられていましたが、コンビニ収納用のものは、バーコードが印字され、納期ごとにつづられていない状態で送付されます。納付の際は、納期と納期限をよくお確かめのうえ、間違いないようにご注意ください。

取り扱うことができない納付書

- ・バーコードが印字されていないもの
- ・納付書1枚につき30万円を超えているもの
- ・納付書の破損や汚れによりバーコードが読み取ることができないもの
- ・納付書に印字されている金額を訂正したもの

お支払いできるコンビニ

- ・セイコーマート ・セブン-イレブン ・ハセガワストア ・ハマナスクラブ ・ファミリーマート
- ・ローソン ・ローソンスストア100 ・くらしハウス・スリーエイト ・生活彩家 ・タイエー
- ・デイリーヤマザキ ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ ・ヤマザキデイリーストアー
- ・ニューヤマザキデイリーストア ・ポプラ ・ミニストップ ・MMK設置店

コンビニでお支払いされる際の注意事項

バーコードが印字されている納付書をコンビニレジに提出し、現金でお支払い下さい。
※クレジットカードや電子マネーでのお支払いはできません。

お支払いに利用できるスマートフォンアプリ

- ・PayPay ・LINE Pay

スマホ収納を利用される際の注意事項

スマホ収納には、事前に各サービスの専用アプリをインストールする必要があります。利用方法等は、各社ホームページでご確認下さい。

領収書が発行されませんので、領収書又は軽自動車税種別割継続検査用納税証明が必要な場合は、スマホ収納以外の方法で納付して下さい。

スマホ収納と納付書での重複納付にご注意下さい。

各問合せ先

- | 税金 税務課 TEL 01374-7-1082
- | 介護保険料・後期高齢者医療保険料 保健福祉課 TEL 01374-7-1085
- | 水道料金・下水道使用料・下水道受益者負担金 上下水道課 TEL 01374-2-0985
- | 学校給食費 給食センター TEL 01374-2-3233